

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 8 月 23 日 (火) 第 339 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 1
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 1
- 歳入の収納事務の委託 (建築課取扱い) 2

教 育 委 員 会 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 2
- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則 (※) (教職員課取扱い) 5

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び客土）第二天城南地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 4 年 8 月 24 日から同年 9 月 21 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画道路事業
 (2) 名称 3・4・11号新町線

3 事業施行期間

令和 2 年 3 月 13 日から令和 5 年 3 月 31 日まで (変更前令和 9 年 3 月 31 日まで)

4 事業地

- (1) 収用の部分

令和 2 年 3 月 13 日鹿児島県告示第 264 号の事業地のうち国分中央一丁目地内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分

変更なし

鹿児島県告示第 663 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 歳入の種類

県営住宅を退去した者が滞納している当該県営住宅に係る住宅使用料のうち知事が指定したもの

2 委託の相手方

宮城県仙台市青葉区大町二丁目 6 番 14 号日新本社ビル 5 階
 弁護士法人 A. I. ステップ

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 6 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則 (昭和 30 年鹿児島県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「教育職員免許法等の一部を改正する法律 (昭和 36 年法律第 122 号)」	改正法	を
「教育職員免許法等の一部を改正する法律 (昭和 36 年法律第 122 号)」	36 年改正法	に,
「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 教育職員免許法施行法 (昭和 24 年法律第 148 号) 教育職員免許法施行令 (昭和 24 年政令第 338 号)」	19 年改正法 施行法 施行令	を
「教育職員免許法施行法 (昭和 24 年法律第 148 号)」	施行法	に改める。

第 10 条第 4 号及び第 5 号を削る。

第11条第 5 号及び第 6 号を削る。

第13条第 8 号及び第 9 号を削る。

第13条の 2 (見出しを含む。)中「改正法」を「36年改正法」に改める。

第13条の 3 第 4 号を削る。

第13条の 4 第 4 号を削る。

第14条第 1 項第 7 号を削り、同条第 2 項中「欠く」を「省略する」に改める。

第15条中「第16条の 2」を「第16条」に改め、同条第 3 号を削る。

第16条第 2 項第 6 号を削る。

第18条第 6 号を削る。

第23条ただし書中「欠く」を「省略する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 授与権者が認めるときは、申請書類の一部の提出を省略することができる。

第29条第 1 項中「(免許状が修了確認期限を経過していないこと又は有効期間を満了していないことを証する書類を含む。)」を削り、「照合済の実務証明責任者又は授与権者」を「実務証明責任者又は授与権者の照合済」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第10条—第12条, 第13条の 2—第13条の 4, 第15条, 第16条, 第19条, 第23条関係)

免 許 状 授 与 教 育 職 員 検 定 申 請 書 ※受付 [第 号] 免 許 状 交 付														
私は下記の免許状の(授与)(交付)を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。														
受けようとする		幼, 小, 中, 高, 養護, 栄養, 特,					専修, 一種, 二種, 助,			教 科 等				
免許状の種類		自立教科等					特別							
根拠	免許法別表	免許法別表	免許法	免許法	免許法	免許法	施行法	施行法	免許法	改正法	12年改	免許法	改正省	
	1, 2, 2の2	3, 4, 5, 6, 6の2, 7, 8	5 条 項	5 条 の 2 3 項	16 条	18 条	1 条 号	2 条 号	附則 8, 9, 17, 18 項	附則 6 項	正法附則 2, 3 項	64, 65 条	令附則 2 条	
誓 約 書 私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれにも該当する者でないこと及び申請について虚偽のないことを誓います。 年 月 日 氏名														
本 籍	都道府県 (旧本籍地:)					現 住 所	(連絡先 — —)							
ふりがな						生年月日	年 月 日生							
氏 名	(旧姓:)					(和暦)								
現 任 校						現 職 名			職員番号					
鹿児島県教育委員会 殿														
手 数 料	(枠内に必要手数料分の収入証紙を貼付すること)						※ 判 定							
							※ 幼, 小, 中, 高, 養護, 栄養, 特, 自立教科等							
							※ 専修, 一種, 二種, 助, 特別							
							※ 教 科 等							
							※ 免 許		年 月 日					

注 ※は記入しない。

別記第18号様式の2中「第5条第4項に規定する推薦を行います」を「第5条第3項の規定により推薦します」に改める。

別記第20号様式及び別記第20号様式の2中「有効期間の満了の日」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第7号

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鹿児島県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2教職員課の部12の項事項の欄中「、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）を「改正法」とし、及び「、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）を「改正省令」とし、同項課長専決事項の欄第1号中「第3項及び第6項」を「第2項及び第5項」に、「第16条の2」を「第16条」に改め、同欄中第3号及び第4号を削り、同欄第5号中「及び改正法附則第2条第6項」を削り、同号を同欄第3号とし、同欄第6号中「及び改正法附則第2条第8項」を削り、同号を同欄第4号とし、同欄第7号を同欄第5号とし、同欄第8号から同欄第11号までを削り、同欄第12号から同欄第16号までを6号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 - その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 - 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
内田かずき後援会	内田 一樹	内田 忠幸	薩摩川内市樋脇町塔之原11782番地1	令和4年7月13日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党佐多支部	木佐貫 徳和	会計責任者の氏名	白川 順二	徳永 和幸	令和4年7月21日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自然生の会	田中 良二	主たる事務所の所在地	薩摩川内市田海町8313	薩摩川内市西向田町2-17ガウディビル101	令和4年7月11日
		会計責任者の氏名	田中 みどり	福壽 俊美	
田中良二後援会	若松 隆久	主たる事務所の所在地	薩摩川内市田海町8313	薩摩川内市西向田町2-17ガウディビル101	令和4年7月11日
		会計責任者の氏名	田中 みどり	福壽 俊美	
西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会	鮫島 忠雄	主たる事務所の所在地	西之表市伊関501-1	西之表市現和128番地	令和4年7月25日
		代表者の氏名	鮫島 忠雄	折口 金吉	

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
門松よしかず後援会	日置市伊集院町妙円寺一丁目69番地6	門松 慶一	令和3年12月31日
かんだん幸徳後援会	曾於市大隅町荒谷759	上段 幸徳	令和3年12月31日
木原しげあき後援会	指宿市十二町3394-10	木原 平	令和3年12月31日
橋口正人後援会	日置市伊集院町下谷口2136	川畑 勝哉	令和3年12月31日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
田中 良二	自然生の会	主たる事務所の所在地	薩摩川内市田海町8313	薩摩川内市西向田町2-17ガウディビル101	令和4年7月11日

鹿児島県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 8 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P モンキーターン超抜 Z D a	株式会社エース電研	210176
ぱちんこ遊技機	P ストライクウィッチーズ 2 H B C	株式会社三洋物産	1P1787
ぱちんこ遊技機	P G O ! G O ! マリン 3 J T D	株式会社サンスリー	2P0381